

# 市で行っている相談業務

資料

事業名	担当課	実施日等	概要
福祉相談	社会福祉課	窓口・メール・電話・FAXで随時受付	相談者の抱えている問題や悩みを整理して、問題解決の方策を相談者と一緒に考え、市の関係部署、他の公的機関や民間のサービス提供機関などと連携して問題の解決をはかる。
くらしと仕事のサポートセンター		電話・窓口・訪問で随時受付	自立支援相談：相談支援員が、困りごとをお伺いし問題解決に向けたプランをともに考え、自立に向けて寄り添いながら継続的にサポートする。 住居確保給付金：離職や廃業、やむを得ない休業等で住まいを失った方や、その可能性がある方に、ハローワークや白井市くらしと仕事のサポートセンターでの就職活動を要件として、期間を定めて家賃の一部の給付を行う。
障がい者相談支援	障害福祉課	相談（一般）： 月曜日から金曜日、第2・第4土曜日 9時から17時 相談（緊急）：上記の時間以外	障がいのある方やその家族が、地域で安心して生活できるよう、指定相談支援事業所（座ぐり）に委託している。相談支援の内容は、相談業務（一般・緊急）各種福祉サービスに関する情報提供や将来への不安や心配ごと、就労に関する相談、権利擁護のための援助など。
障害者就労相談		毎週水曜日10時から16時	障がいのある人の職業的自立を支援するため、障害者就労支援員による就労相談を実施。事前予約制のため、相談日の前々日の月曜日（祝日の場合は金曜日）の16時までに予約。
医師によるこころの健康相談		毎月第二木曜日10時から12時 1日3人まで1回40分程度（要予約）	精神科の医師や精神保健福祉士が、こころの健康を中心に、保健・福祉・生活に関する相談に対応。
精神保健福祉士によるこころの健康相談		毎月第二・第四水曜日10時15分から15時 1日4人まで1回50分程度（要予約）	家族など本人以外も相談可能。
リハビリ職による相談		不定期	脳卒中や整形外科疾患等の後遺症がある人にストレッチや筋力トレーニングなどのアドバイスや練習を行う。
心配ごと相談	社会福祉協議会	一般相談：金曜日（弁護士・司法書士相談日を除く） 10時から15時、1回1時間程度 弁護士相談：月2回 10時から15時 相続・税務相談：月1回 10時から15時 初回1時間、継続・再来30分 司法書士相談：月1回 10時から15時 初回1時間、継続・再来30分	生活・家庭不和・住宅・教育問題等の生活のあらゆる相談事に民生委員・児童委員、弁護士、税理士、司法書士のほか社会福祉関係者が解決に向けて相談に応じる。
DV相談	子育て支援課	随時	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談や避難等に関する支援を行う。
女性生き生き相談		原則第二・第四木曜日10時から16時 1人50分程度	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、家族、地域、仕事など女性の抱える様々な悩みについて、専門の相談員が応じる。要予約。
外国人相談窓口	企画政策課	随時	日常生活に関することや、市の行政・施設等の情報提供など各種の相談に応じる。
行政相談	総務課	毎月第三木曜日（8月を除く） 13時から16時	国の仕事全般の手続きやサービスについて、困っていることや意見・要望について、総務大臣から委嘱を受けた行政相談員が相談に応じる。意見等は関係行政機関に報告し、実現の促進を図る。
特設人権相談所	市民活動支援課	原則毎月第二木曜日（8月を除く） 10時から16時まで 1人60分程度	法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、差別、いじめ、いやがらせ等人権に関する相談に応じる。要予約。
就学相談	教育支援課	随時	発達面の不安や、心身に障害のある子どもの就学及び学校生活などについて、相談に応じる。
教育相談		火曜日から金曜日 相談員による相談：10時30分から16時30分	電話・来所・訪問のいずれかで、不登校・いじめ・性格・行動・しつけ・心や体の発達・学業・進路・家庭・友人関係・家庭教育などの相談を受け付ける。
ニート・ひきこもり相談会	生涯学習課	毎月第1月曜日（1日2件まで） 1件目：18時20分から19時30分 2件目：19時40分から20時50分	白井市保健福祉センターにて、精神保健福祉士による対面相談を実施。 対象は市内在住・在学の中学を卒業した15歳から39歳の本人または家族。（要予約）対面またはオンライン（Zoom）